

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成30年度 第2回川西市景観審議会	
事務局(担当課)		都市政策部 都市政策課	
開催日時		平成30年11月12日(月)午後2時~午後4時30分	
開催場所		川西市役所 4階庁議室	
出席者	委員	澤木委員、平田委員、中江委員、李委員、森島委員	
	事務局	都市政策部 篠崎副部長、 都市政策課 堀内課長、足立副主幹、南主査、角田主任	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		議 題 (1) 議案第1号 川西市公共施設等景観形成ガイドラインの策定について (継続審議) (2) その他 第1回かわにし景観賞選出にあたっての意見について	
会議結果		(1) 議案第1号 審議経過のとおり (2) その他 意見聴取の結果 1. 建造物部門 建3「藪内邸」 建15「キセラ川西プラザ」 2. 活動部門 活2「かわにし音灯り」 活3「せせらぎ花の会」 活4「シャンテ花倶楽部」 3. ふるさと川西景観部門 ふ1「多田神社に初詣」 ふ5「多田グリーンハイツの遊歩道」 ふ10「秋の一庫大路次川沿いの風景」 ふ11「黒川の里山にて」 ふ12「未来・ハーモニー2」 ふ13「北摂の山々と西多田方面の町」 ふ17「白坂」	

## 審 議 経 過

事務局	<p>只今から平成30年度第2回川西市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の司会進行をさせていただきます都市政策部の篠崎でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、澤木会長よりご挨拶申し上げます。</p>
会長	<p>本日はお忙しい中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。</p> <p>本日の議題ですが、川西市公共施設等景観形成ガイドラインの策定について、前回の議論を踏まえて素案を作られておりますので、継続審議をお願いします。</p> <p>また、第1回かわにし景観賞選出にあたっての意見についてとありますが、第1回となるかわにし景観賞には3つの部門があり、それぞれの部門について、この審議会から意見を出して欲しいということです。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員の出席についてご報告させていただきます。委員7名のうち、本日ご出席いただいているのは5名でございます。従いまして、川西市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは議事進行は澤木会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「川西市公共施設等景観形成ガイドラインの策定について」、継続審議になりますが、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>今後のスケジュールで説明がありましたように、今回は継続審議で、次回の今年度末の審議会で最終答申として確定したいと思っておりますので、今回は素案について引き続きご意見をいただければと思っております。</p> <p>ご意見、ご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>ガイドラインについて、全体の内容や流れはよくできていると思います。</p> <p>一般的に景観と言いますと、「景」というのは物を指しますので、見られるものが「景」にあたり、「観」というのは人が見ることを指します。美しさや潤い、快適性があるものを一般的に景観というのですが、ガイドラインの3ページ「景観とは」という項目において、美しさという言葉が入っていませんので、入れてはいかがかと思います。</p> <p>それから「景観のとらえ方」について、近景、中景、遠景の説明が書かれていますが、例えば近景と中景を合わせた景観のとらえ方もあります。例えば借景という考え方がありまして、目の前にある庭の塀と向こうにある山との関係性も非常に重要でありますので、それもここに入れたら良いのではないかと思います。</p>
議長	<p>「景観とは」の項目に美しいという言葉を入れてはどうかとおっしゃられましたが、最後の方に「また、美しい景観は地域のかげがえのない共有財産であり」と書かれおり、ここに美しいという言葉が出ていますが、これでは弱いということでしょうか。</p>

委員	<p>「景観とは」とありますので、まずそこに美しいという言葉が必要だと思います。</p>
議長	<p>説明の始めの方に、美しいという言葉が必要だということですね。</p>
委員	<p>定義の中に美しいという言葉が入った方が良いと思うのです。「景」というのは見られる対象の物で、「観」というのは人が主体的に見ることによって感じる感覚になりますので、美しさや快適性や潤いということを考えると、「景観とは」のところに美しいという言葉が入った方が定義として分かり易いと思います。結果として、また後の説明にも出てくるとは思いますが。</p>
議長	<p>それから2点目でおっしゃられた近景、中景、遠景の関係性につきまして、説明の前に「これらは、まち全体としては連続しており、良好な景観づくりを推進するためには、その連続性や調和を保つようにすることが大切です」と書かれておりますが、この部分を3つの区分の説明の後に書いた方が良いということですね。</p>
委員	<p>そうですね。近景、中景、遠景の説明の後に、その3つの組み合わせによる景観というものが非常に重要になりますので、これらがエレメント(要素)だとするとその関係性について配慮するということが大事になってくると思います。</p> <p>それから5ページの「公共施設等の整備主体が持つべき視点」のところで、視点1として「良好な景観」の定義はないと書かれていますが、強調しすぎではないかと思えます。</p> <p>それと景観の分類につきまして、全体的に考えていきますと、自然の景観と人工的に造った都市や集落の景観に大きく分類されると思います。そういったものを総称で、文化景観と呼びますので、景観を文化的にとらえるという視点が必要だと思いますが、そのようなことについて説明されている部分はありますか。</p>
議長	<p>3ページ「景観とは」の冒頭に、「地域の歴史・文化を反映するものであり」と書かれておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>それから5ページの整備主体が持つべき視点のところで、キャッチフレーズが「良好な景観」の定義はないという言い方で良いのかということに関しまして、このガイドラインは行政職員が見ますので、良好な景観とは何かということをご悩まれるだろうということで、冒頭にきているのだと思います。</p>
委員	<p>言葉として、自然景観とか都市景観という言葉がたくさん出てきますが、文化景観という言葉はないのですか。やはり景観を文化としてとらえる視点も、景観のとらえ方としては重要だと思います。私が一番重要だと思っているのは、景観を文化としてとらえることなので、文化景観が出てこないのは気になります。</p>
議長	<p>いかがでしょうか。文化景観というのは、文化的景観という言葉もありますので、使い方を注意しないと混乱するかもしれません。</p>
事務局	<p>文化景観につきましては、この後の類型別のところで集落・歴史・文化景観として出てきますので、前段階の説明の部分である「整備主体が持つべき視点」では、文化景観という言葉を使わず、文化を踏まえて、今から整備しようとしている土地は、どのような景観なのかをしっかりと読み取る重要性を記載しております。例えば5ページの視点2で、「地」</p>

<p>委員</p>	<p>の景観を読み取るといった、地元特有の文化や特長を踏まえた景観を大切にしたいうえで整備しましょう、という表現にしています。</p> <p>今おっしゃられたことがまさに私が言いたいことです。このガイドラインは許可制ではないので、ガイドラインの役割は何かというと、良好な景観の具体的な方向性を示すということになります。言い換えると、皆で目標に向かって一緒に同じ方向に向かいませんかということになると思います。では、方向性というのは何かということになりますと、景観というものを物理的にだけとらえるのではなくて、文化的にもとらえることにこのガイドラインの全体的な目標があるのです。それに向けて一緒になってやっていきましょうということを、直接的に言うか間接的に言うかという方法論になります。我々は景観を文化としてとらえていますので、歴史的なものや、今までつくられてきた都市や集落の文脈を大事にしていることが言えます。物理的にだけやってしまっはいけないのです。</p> <p>景観類型につきまして、AからIまでに分類されていますが、対等なレベルで分類されていないと思います。景観を大きく分類すると自然景観と人工的景観になり、人工的景観の中に集落景観と市街地景観があります。そうすると、C 開発団地景観、D 市街地景観という分け方は、少し細かすぎるのではないかと思います。例えば、これらは都市景観の中に入るものです。また、道路景観を自然景観と並べるのは、分類的に無理があります。まず、全体的に大きく分類して、その中にこのようなものが入るというように、例えばA 自然景観、B 集落景観ときて、C 都市景観があり、他の景観はその中に分類されると思います。</p>
<p>議長</p>	<p>分類が並べてあるだけで、構造が見えないということですが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>景観計画を検討している際に、色々な分類を検討する中で、俯瞰的・鳥瞰的に見てどのように分類するかという議論がありました。面的な景観として自然景観、川西市特有の開発団地景観等があり、線的な景観として河川、鉄道等、点的な景観として歴史・文化・公共施設等があるということで、俯瞰的に整理した類型になりました。今回のガイドラインを景観計画とは違う形で分類してしまうと、利用者的にも混乱が生じてしまうので、今回は景観計画の分類を準用する形で進めていきたいと思います。また、今後、景観計画の見直しの際には、ご意見いただいた内容も検討したいと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>おっしゃられていることは、同列に並べられている違和感についてですので、AからDは面的な要素、EからGは線的な要素、HからIは点的な要素というくりが分かるようになっていないと、不自然な印象を受けないと思います。あと、市街地の中で開発団地を分けているのは、開発団地が多いことが川西の特長なので、取り出して開発団地景観を使おうという経緯だったと思います。そのような形が分かれば、印象の違和感も薄れるのではないかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>ここに時間や大きさ等の、色々な概念が混ざっていると思いますので、違和感が生じる訳で、これをうまく分ける方法があれば良いのではと思います。</p> <p>それから14ページの景観形成の指針のところ、形成については時間の概念が入ってきます。例えば現在を軸にして考えた場合、形成されてきたもの、これから形成していくものにそれぞれ時間の概念が生じてきます。形成されてきたものに関しては保全する。これから作っていくものに関してはどのように景観を形成していくか、そのような基準が14～18ページにおいて混ざっているのでは、混乱しているのではないかと思います。です</p>

	<p>から、時間軸を決めて、今までに景観形成されてきたものに関してはこのように景観を保全・活用していき、これから形成していくものに関してはこのような指針を以ってこのような目標・方向性に向かって進んでいきますというように分けると、今書いてあるものが非常に明確になってくるので、そのように書いてはどうかと思います。内容に関しては問題ありませんので、分類と書き方に問題があると思います。</p>
議長	<p>これまでに整備されてきた公共施設は適切な維持管理がなされていき、具合の悪い場所は直していかなくてはなりません、その際は景観に配慮し、これから新たに建設されていくものに関しては景観形成において周辺との調和等、色々なことが加味されると思いますが、その辺りが見えるような書き方をさせていただきたく思います。</p>
事務局	<p>時間軸があまり検討されずに、ただ並べられているだけということについてご指摘いただきましたので、もう少し整理して修正させていただきます。</p>
委員	<p>時間軸の話が入ってくると、とても明確になってくるのでよろしくをお願いします。それは最終的に、個別指針や全体の共通指針に対しても影響してくると思います。今までにできているものに対しての指針やこれからできてくるものに対しての指針を作るということを分けるべきです。ガイドラインを作るということは客観性を確保するためのものですから、きちんとできていないと非常に混乱してしまいます。例えばこういう方針なので、これに照らし合わせていくとこのようになりますね、といった誰もが分かるような客観性を確保するために全体的にカルテが必要な訳で、一つの案件が出た時に、その案件に関して客観的にこの点は評価できますねといった川西市の方針と合致していると言える項目があれば、それに照らし合わせて誰でも評価できます。そうではないものに関しても、これは方向性として違いがあり、今までの川西市の文化的文脈や歴史的な文脈から外れますので、こちらの方向性に向かってもらえませんかと言及する材料になるのです。それがもう少し最終的に客観的なものになるようにできないかと提案します。</p>
議長	<p>客観性が個別項目で出てくるのがこのカルテだと思うのですが、おっしゃっているような文脈等の哲学的なことはこのカルテには反映できていないので、どう強化していけるかだと思います。担当部局や事業者が公共施設等を計画する際に、うまく説得できるような体制を作ることができれば良いと思います。</p> <p>貴重なご意見をありがとうございます。他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>歴史・文化景観について確認させていただきたいのですが、14ページ第5章景観形成の指針の歴史・文化のところ、歴史的資源そのものと、その周辺とが分けられていません。歴史的資源そのものをどう残していくかということと、その周辺の話はまた別のものだと思います。ガイドラインとしてもどう扱うか書かれておらず、一緒になってしまっている、うまく切り分けて、公共施設を担当する方が、どちらを考えたら良いのかを明確にしておいた方が扱いやすいのではないかと思います。例えば歴史的建物そのものを扱う場合と、その周辺で何かをする場合では対応が違うと思いますので、分けて表現していただきたいと思いました。</p> <p>また、16ページ共通指針の中の全体指針のところ、関係者と調整を行う際、事業全体を通したライフサイクルコストや安全性、維持・管理面を考慮する等の文言につきまして、景観との関連性が分からなかった、景観としてどうかということの視点があるものとならないものに分けてもらえる方が良いのかと思いました。</p>

また、良好な景観を備えた施設は機能も充実すると考えるとありますが、私の考える中では結びつかず、むしろ公共施設として考えるならば市民に愛されるとかそちらの方ではないかと感じました。機能の中に景観をどう盛り込むかということはあるとは思いますが、施設の機能は機能で別途考えるべきものであると思います。それから、17ページ施設デザインの工夫というところにおいて、建物の規模のコントロールと表面のデザインの話が一緒にされているので、ボリュームあるいは施設の配置そのものはセットになっていますが、表面のデザインについては別の話として考えておいた方が分かり易いと思います。また、18ページ「育む」姿勢を持つというところにおいて、整備当初の景観を維持することに注力するとありますが、育むということなので向上はしなくて良いのでしょうか。また、「なじんでいく」景観を評価するというところにおいて、特に歴史的なものに関係してくると思うのですが、新旧の違和感が生じないように考慮するとありますが、歴史的建造物の場合は歴史的な正しさを重視しますので、後からつけたものはあえて後から付けたと分かり易くしなさいという事がありますので、必ずしもなじませる必要がないということがあります。

という訳で、歴史的な資源そのものとその周辺景観は分けた方が良いというのではないかということにつながり、歴史的資源そのものの価値を損なわずに整備していただけるのではないかと考えられます。表現方法が難しくなるとは思いますが、本来の価値が何なのかということも含めて考えていただくと、歴史的な資源そのものもうまく入るのではないかと思います。それから24ページの集落・歴史・文化景観類型のところの写真は、どういう写真で何を意図されているのでしょうか。歴史的な建物そのものなのか、その周辺なののでしょうか。

事務局

加茂街道と呼ばれる街道沿いの景観で、そこにある石器館の建物の写真なのですが、このような街道景観と、周辺の古い建物の雰囲気を保全するような意味を込めて、おっしゃられているような周りの景観をどうしたいかという意図を込めてこの写真を選びました。

委員

主旨が読み取れなかったので質問しました。

それからこれを歴史的な視点から見ると分からないのですが、開発団地景観において建物のことが書かれていますが、団地の一体感というのは、街区の宅地そのものの大きさの印象が強く、そこが崩れるとイメージががらっと変わったりしますので、宅地そのものの改変に対する配慮とか、駐車場を設置する際の道路の切り開き位置の配慮等、景観上重要になってくると思います。歴史的に見るとそういったものが維持されていると継承性があると感じられるのですが、開発団地としては歴史的な視点で見たら良いのか分かりませんが、景観上の要素としてそこが変わるとかなり印象が変わると思います

あと、カルテの歴史的景観上気になった点なのですが、集落・歴史・文化景観の道路の項目において、道路だけに関わらず、街路灯や標識サインにつきましても、歴史的な建物を守るために意匠や色彩について配慮することを言っていたことは分かるのですが、これらが設置されるとどうしても美しい写真が撮れないということが起こります。例えば神戸の場合ですが、旧居留地の近代建築の前にとても大きな街路灯が立っていて、写真を撮るとどうしても格好が悪く写ってしまうということが起きてしまいました。ですから道路の計画においても、街路灯や標識等、道路にまつわる一式のものにつきましても配慮していただいている方が景観上より良いものになっていくのではないかと思います。

それから関係部局との話がありましたが、歴史的な建物とその周辺の景観につきましても、歴史的な建物そのものでしたら文化財部局が担当されると思いますが、その周辺の景

事務局	<p>観につきましては別の部署になりますので、その辺りのところも調整していただければと思います。</p> <p>歴史的景観とその周辺の文化的景観につきまして、カルテをつくるにあたりまして、チェックシートは利用者目線で簡素化を心掛けましたので、集落・歴史・文化を一緒にしているところで、おっしゃられているような分りにくさが生じているように思いますので、その辺りをもう一度丁寧に整理をしたいと思います。</p> <p>また、道路景観におきましても、付属施設の具体的配慮事項として記載していける部分もございますので、ご意見いただいた内容を反映していけたらと考えております。</p>
委員	<p>9ページのD市街地景観のところは、景観計画を策定する時に分けられたと思うのですが、戦前に開発された小戸（鶴之荘）花屋敷について、これらを市街地景観に入れておいて良いのかと思います。これらの場所は歴史的な集落とまでは言いませんが、もう歴史的なものになっているとも思うのです。開発団地でもありませんし、市街地景観でもないと思います。ですから、市街地景観の小戸（鶴之荘）の写真は歴史的景観だと思うのです。今のままでしたら、建て替えられたりして本当の市街地景観になってしまうと危惧しておりますので、この地域にスポットを当てて欲しいと思っております。</p> <p>それから石器館の写真は似つかわしくないと思っておりますので、写真につきましてはもう少し吟味する必要があるかと思っております。</p> <p>それと、カルテを提出する場合、こういった施設を対象に、この規模だったら必要ですというようなことはどの段階で決められるのでしょうか。出す必要があるのかないのか、その基準をどうするのでしょうか。強制をしないということなら、どのような決め事があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>適用範囲につきまして、今後の周知方法にもよりますが、基本的に景観の担当部署に何か提出していただくという運用ではなく、あくまで自主的に使っていただく運用で考えております。都市政策課の方で特に規模等は定めずに、第6章の部分で対象施設だけ定めていますので、例えば建築物でしたら新築行為についてはこのカルテの対象となります。そして、自主的に運用していただいて、その中で例えば規模や立地に応じて、相談しておいた方が良いと思われるものに関しては事業課の方から担当課に相談がきまして、庁内の検討会議等で検討していくことを考えております。</p>
委員	<p>その時に特別大きなものや、周辺に影響を与えそうなものでしたら、審議会に出すということもあり得るということですか。</p>
事務局	<p>ガイドラインのチェックもありますし、建築物だけで言えば景観条例の届出対象規模にも該当してくるケースがほとんどですので、そちらの方でも規模や内容によってご相談するケースもあるかと思えます。</p>
委員	<p>最後のページに、このカルテをどう使うかについて書かれていますが、時々審議会にかけるかもしれないと言うと事業担当課は萎縮してしまうかもしれませんし、かと言って全てをまかせきりにしてしまうと、本当に景観に配慮したものを造ってくれるかも分からないので、そのさじ加減が難しいのですが、このカルテを担当者同士で共有することによって、そのようなノウハウが蓄積されていくと思います。強制はしないけれども、時々情報交換をするような会議をしていただいて、道路担当課ではこのようなことをやっているか</p>

	<p>ら、河川ではこうしていこう等、ポジティブに使うためにきちんと記録しましょうというようになるような言い方が必要だと思います。公共施設担当者間で共有していくヒント集として、積み上げていくというようになれば良いと思います。</p>
議長	<p>庁内で共有していく仕組みを何か作ってもらえると良いですね。このカルテも、こうやりなさいという言いっぱなしではなくて、それを使ってどのような成果が出てきたのかをPDCAサイクルとして共有されていっても良いと思いますので、その辺りまで言及があると良いですね。</p>
事務局	<p>今後の庁内協議で、おっしゃっていただいているさじ加減部分もあるとは思いますが、どうしてもやらされているというスタンスになってしまいますので、その辺りどこまで協力し、歩み寄っていきけるかというラインを、今後煮詰めていきたいと思っています。</p>
議長	<p>色々細かい点までご意見いただきましたけれども、それらを参考にさせていただき、検討していただけたらと思います。</p> <p>それから、類型別のところに2枚ずつ入っている写真の意図が分かりにくいというご指摘がありましたが、単に置いているだけではイメージで想像してくださいとなりますので、キャプションを入れた方が良いかもしれませんね。</p> <p>今日頂いたご意見を踏まえて修正案を出していただいて、次回審議会で答申させていただくということになります。できるだけ早く修正していただいて、審議会の前にもう一度見ていただきご意見をいただいて、その上で答申案にした方が良いでしょう。いきなり答申案となると、合意形成が難しいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>主には庁内の職員の方々が公共施設を造っていく時に指針として使われるというもので、庁内の人々が理解できて使い易いものになると良いと思います。これがうまくいくと、これの民間事業者版、一般市民版につながっていく話だと思いますので、まずは公共からお手本を見せていきたいと思いますというのがこのガイドラインだと思います。そのような位置付けで整備していただけたらと思います。</p> <p>それでは議題(2)の方に移らせていただきます。第1回かわにし景観賞選出にあたっての意見につきまして、建造物部門、活動部門、ふるさと川西景観部門の3つの部門に分かれております。まずは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>建造物部門につきまして、16件の応募がありましたが5件を除外し、残り11件について市選考として5段階で評価されました。その中の上位6件のうち、所有者が辞退されたものを除いた5件につきまして説明がありました。これらの中から2件くらい選びたいということですが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>ヘリテージマネージャーとしまして、ここに挙がっている建築物はほぼ全て見ているのですが、藪内邸は東多田夢勝庵の近くですが、この2軒を一緒に写した写真があったらもっとわかりやすかったと思います。この2軒のセットで景観になるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>それと、〔建4〕はとても良い建築物なので、ぜひ入れたかったのですが辞退されたと</p>



	<p>いうことで残念です。</p> <p>それと、新しい建物でいうと、キセラ川西プラザが良いのではないかと考えております。こちらも何度か見ましたが、公園の方から入る時も建物規模の分節、要するに高さの分節、長さの分節等、デザインとしては大柄ですが、ブリーズソレイユを使いながら分節をしているというのは、道路側に対しても公園側に対しても考慮していると思います。</p> <p>これらの2件が良いのではないかと思います。</p> <p>それと今回の選出には関係ありませんが、リストに挙がりました〔建6〕がありますが、これはひょうごの近代住宅100選の建物でしたが、ほんの2か月程前に潰されました。本当は潰される前に何とかしたかったのですが、歴史的建造物の保全につきましては、今後の課題だと思います。また、どうしても潰されるのであれば、景観担当でも文化財担当でも、資料を残すことができなかつたのかと思うと残念です。</p>
委員	<p>これは景観賞なので、先程のガイドラインの高い目標の話で進めたいと思います。そこで審査基準を決めないといけないと思うのですが、周りの環境に色を合わせたから良いという話ではないと思います。</p> <p>2件選ぶとすると、選ぶ基準としては古いものを1つと新しいものを1つが良いのではないかと思います。古いものに関する審査基準と、新しいものに関する審査基準は違うのではないと思うのですが、古い物に関する審査基準としましてはやはり文化的価値が高いものだと思います。文化的価値というのは、その建物の存在が川西の景観の基になっているかどうかということになると思います。古い建物の候補は3件挙がっているのですか。</p>
事務局	<p>藪内邸と〔建1〕で、もう1件は古民家を移築されたもので、それもカウントすると3件になります。</p>
委員	<p>その中でどれが一番文化的価値があるのか、写真だけでは決められないですね。例えば最初の姿はどのようなものであったのでしょうか。個人的には、〔建1〕が面白いとは思いますが、トタンは後から張っている訳ですよ。元々は土壁だったと思いますが、文化的価値としてどう評価するかの問題ですね。そうするとやはり原型をとどめているものにした方が良いということになりますので、そういった視点から言いますと、〔建4〕が良いのではないかとということになります。なぜ辞退されたのですか。</p>
事務局	<p>所有者の方の堅いご意思で、指定制度や表彰制度はこれまでも一切お断りされているとのことでした。</p>
委員	<p>景観賞をあげるというのは、その辺りの縛りはないですよ。</p>
事務局	<p>その辺りもご説明させていただきましたが、今回は辞退されるということでした。</p>
委員	<p>古い建築物の審査基準では〔建4〕かと思うのですが、辞退されたということで、原形をとどめているもので何が一番良いのかということになります。</p> <p>私は建築も景観も一緒だと思っています。建築文化の景観には2つの視点がありまして、景観の基になっている考え方からすると、キーワードは重層、つまり層を重ねていくということと、浸透性ということだと思っています。</p>

	<p>古いものに関しましては重層していきますので、基になっている建築物から文脈的に重ねているというのが伝統的な景観になっていくと思います。</p> <p>例えば市街地になってきますと、基になるものはなく、更地に建てられた新しいものになっていますので、そういった場合に、市街地の基になるもの、一番影響のある建築物と言えどどんなものになるかという、既存の何も無いところに新しいものが浸透されて、新しい景観となっているものが審査の基準になると思います。</p> <p>今出されている新しいもの2件の中で、建築的に良いのは圧倒的にキセラ川西プラザであると思います。これが川西市の市街地において、こういう考え方が、基になっていくのかということにもう少しアプローチしていき、評価していくことが必要になってきます。そうすると写真だけでは色彩くらいの評価しかできないので、もっと資料が欲しいです。もっと言うと、最終に残った人たちにプレゼンテーションして欲しいです。キセラ川西プラザは自薦ですから、やる気があると思いますが、他は全て他薦ですよ。</p>
事務局	<p>今回の対象ですと、〔建11〕も自薦で出されています。</p>
委員	<p>それでしたらキセラ川西プラザが、ここに書かれている評価、応募理由でも、これからの川西の景観の基になるような建物になるのではないのでしょうか。できれば写真だけではなく、プラン等もう少し情報が欲しいと思いました。</p>
議長	<p>第1回ですので、審査基準というのはもう少し議論を踏まえて明確にしていっての方が良いと思うのですが、この市選考で5段階に評価されたのは、どういう基準で点数化されているのですか。</p>
事務局	<p>要綱の中に選考の視点がありまして、～につきましては該当するものとしらないものがありますので、場所ごとに該当するものに点数をつけました。その他良好な景観の形成に関するところは、例えば色彩で周辺景観に配慮しているかどうか事務局の方で評価して点数をつけたものが、この配点になっています。合計値しか載せていませんので、分かりにくいとは思いますが。</p>
議長	<p>項目ごとの配点はどうなっていますか。該当しないところは0点なのですか。</p>
事務局	<p>いいえ。～のいずれかで評価したものと、の合計値になります。</p>
議長	<p>それぞれが何点なのですか。</p>
事務局	<p>事務局が選考した時は、～のいずれか1つの項目を5点配点し、を5点配点にして計10点とし、資料ではそれを5点評価に変えたもので記載しております。</p>
議長	<p>その他をかなり重視されているということですね。この評価は何でされているかをしっかり見ないと、分かり辛いですね。</p>
事務局	<p>説明を大分速足でさせていただいたのですが、選考の視点というのが事務局の選考基準になっております。</p>

議長	その他、いかがでしょうか。
委員	先程、古いものと新しい物1件ずつが良いのではないかというご意見がありましたが、似たようで違うのかもしれませんが、私は新築と維持管理したものと別のものだと思っております。何に視点を置いているかは全く違って、新築と既存の建物、既存の建物の維持管理でも古い物と新しい物に分けられると思います。今回、バラバラの評価軸で評価しないといけないので、混乱しております。混乱しているというのは、歴史的な建物をどう見るかといった時に、景観として歴史的な価値が維持管理できているのかが分からないということです。藪内邸の母屋は文久2年であろうということで、そうすると建物そのものが市指定の歴史的文化財の評価を受けていてもおかしくないのですが、未指定ですよ。
事務局	はい、未指定です。
委員	その辺りが逆に、本来歴史的な集落の核になるものを景観で保護してしまうと、どうしてもいじってってしまうおそれがあります。それに対してどう評価すべきか、今、この情報だけでは判断しかねている状況です。1回目で賞をあげてしまうと、壁を塗りかえた、屋根をふき替えたという改修がどんどん出てきてしまいますが、歴史的な建物は屋根瓦1枚1枚に価値があったりしますので、よけて修復に使ったりする訳です。そういったものに対してどう評価していくかというのは非常に難しい問題をはらんでいると思っています。ただ、評価してあげないと残らないのも事実で、基本的には一括でくれないもの一度にしてしまっているので、正直、本当に難しいと思っております。 新築につきましては、どれがこのまちをリードしていくのかを考えると、キセラ川西プラザであれば良いと思います。古民家が移築されたものもありましたが、写真では大きな太陽光パネルが設置されていて景観上はあまり良くないですが、低炭素の面から言うと評価せざるをえないので、このようなことをどこで議論すべきか、誰が決めるのか、見えないうまま募集が始まっているので、ここでどういう意見を出すべきか悩ましいです。
議長	低炭素や太陽光パネルは、4つの評価項目で言うと、該当しない項目で良いですか。景観の方から評価しようということで良いですか。
事務局	低炭素については特に含めずに、景観の観点からのみの評価で考えております。
議長	歴史性の保全からすると、景観を整える方に頑張ると、本物の歴史が本物でなくなる可能性があります。文化財保護的な観点との兼ね合いはいかがですか。
事務局	ご指摘いただいた、本来なら指定制度で保全を図っていくのか等、悩ましい部分ではありますが、今回について言えば、市民の方が地域の景観として良いと思ったものを他薦という形で応募されていますので、地域景観をどう形成しているか、どう関与しているかという観点で評価していただけるとありがたいと考えております。
委員	5件除外した中に、既に指定されているものについては除外するというので、文化財

委員	<p>として評価されているものを既に除外しているということになりますので、この景観賞の目的が別の視点から発掘しようということでしたので、この賞の創設の目標を整理した方が良いと思います。もし、この除外されたものが自薦であったら、選考の経緯の説明を求められることもありますので、審査基準を整理した方が良いと思います。</p> <p>これは、伝統建築物と現代建築物を同じ選考視点で考えると、非常に無理があると思います。特に 伝統的なまちなみを維持・保全し、歴史的景観との調和が図られているものという視点は、歴史的建築物全てにあてはまると思います。例えば、市街地においてこの項目を当てはめるとどうなるか、ということになりますので、現代的建物に対してはもう少し違う視点が必要になります。例えば、これから川西市の新しい景観として、それを先導していくような価値があるのかどうか、というようなことが必要だと思います。先程申し上げました重層と浸透性につきまして、市街地における景観を引っ張っていくような創造性や、そのようなもので評価できる建築物が景観賞に当てはまると思いますので、それに対する視点がこの中からは見当たりません。ずっと、伝統ばかりを引っ張ってきているのですが、これをここに当てはめるのは難しいのではないですか。例えば、この辺りで建物が建ったとしたら、もちろん地形等周りとの関係は必要なのですが、景観的にと言われた時には、非常に難しいものがあると思います。ですから、その他良好な景観の形成に寄与するという認められるもの、という視点が、これからの新しい川西市の景観を作っていくような、そういった新しい価値のあるものが必要になるかもしれませんね。ですから、伝統建築物に対してはこういう基準、新しい建築物に関してはまた違う基準と、別に分けた方が良くもありませんね。</p>
議長	<p>事務局では ~ は該当しないものは外して、一つ選んだ基準で5点配点の点数をつけているそうですが、その辺りのご苦労は、結局基準がはっきりとしていないのが原因であって、今回の色々な反省点を踏まえて、歴史的なものに対しての配慮基準、現代的建物に対しての配慮基準等、対象ごとに基準を作った方が良いでしょうね。</p> <p>それから、受賞された方々が、受賞に合意されれば賞を授与するのでしょうか、辞退されたりした場合は賞を授与しないという前提になるのでしょうか。運用の仕方はまだ見えていないところがありますが。</p>
事務局	<p>今回の選考対象につきましては、全て選考段階に入っていることにつきましてはご説明させていただいておりますので、受賞されましたら受け取られるということは確認できております。</p>
議長	<p>受賞されたらどうなるかということは説明されていますか。</p>
事務局	<p>本市の場合ですと賞状だけの授与になりまして、他に何か文化財の指定制度や景観の指定制度といった一定の縛りがかかるものではなく、新しい建造物でありましたら新しい景観が作り出されたこと、古い建物でしたら維持管理されていることに対する表彰であると、説明させていただいております。</p>
議長	<p>受賞されましたら、写真と共にホームページに掲載されるのでしょうか。そういった、公開に関しても、ご了承いただいているのでしょうか。</p>
事務局	<p>表彰に関してはご了承いただいているのですが、次の段階の公開につきましては、どこ</p>

議長	<p>まで写真を載せられるか等について個別交渉になります。</p> <p>今までのご意見をまとめますと、配付資料の順位では一番が藪内邸で、二番が〔建16〕ということになりますが、皆様のご意見ですと、古いものと新しいものを1件ずつ選ぶという案もございましたが、いかがでしょうか。</p> <p>新築されたものでは、キセラ川西プラザが良いというご意見が3人ありましたので、有力な候補だと思います。歴史的建築物では、資料が少ないので評価が難しいのですが、藪内邸に関しては反対される意見が少なかったように思います。〔建1〕につきましては、原形をどのくらい変更してしまっているか分からないので、難しいですね。</p>
委員	<p>〔建1〕は実際に見たことがあります。確かに建築的には面白い物件であります。景観的には大きな通りから見えず、裏を抜ける小道から撮っているのがこの写真です。そこからだと3階建ての面白いファサードも見えます。緑色の鉄板も面白いのです。なじんできているので、それも含めて建築的には面白いのですが、景観賞に値するかというと難しいと思います。今後、手を加えたいという要望があるかもしれません。</p>
議長	<p>では、審議会としての意見は、〔建3〕藪内邸と〔建15〕キセラ川西プラザの2件が妥当ではないかということを出させていただきます。それぞれについては色々細かい意見も出てきましたので、それらも参考にしながら、審査基準等もう少し議論しておいた方がよいという課題もありますので、そちらもよろしくお願いできればと思います。</p> <p>それでは、活動部門につきまして、ご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>〔活2〕かわにし音灯りが1点減点になって4点の評価になっているのはなぜですか。</p>
事務局	<p>その他項目になるのですが、他の2つの活動は1年を通して何かしら景観の創出をされているのですが、音灯りは一日限定の景観ということで点数が少し低くなっています。</p>
議長	<p>いかがでしょうか。</p>
委員	<p>やはりこれも基準が必要で、伝統と現代に分けられると思います。例えば伝統建築物を保存する会等のコミュニティがあれば、それもこの受賞の対象になると思います。今回は伝統的な活動は1件も出てきていなくて、現代的なものが3件出てきています。これも基準が必要になりまして、‘年間を通して行われている持続性’が基準なのか、あるいは‘どのくらいの市民が関係している’かという組織形成の基準など、そういうことも重要な要素の一つになります。音灯りのキャンドルというのはどこの市にもありますが、一過性のものでありますので評価が低かったというのももちろん分かります。</p> <p>緑化活動として、新しく目につくようなところに花を置いたりすることに関して、補助金等は出ているのですか。</p>
事務局	<p>緑化協会から出ていますが、少額ということでございます。</p>

委員	〔活3〕せせらぎ花の会、〔活4〕シャンテ花倶楽部というのは、NGOなのですか。
事務局	市の緑化協会に登録されている団体で、G F Gという読み方をしています。
委員	G F Gというのはどういう意味ですか。
事務局	グリーン・フラワー・グループの略です。
委員	これは、団体とするとどのような団体ですか。
事務局	市民グループのボランティア団体で、シャンテ花倶楽部はシャンテ川西の住民の方が敷き際部分を緑化されている活動です。せせらぎ花の会というのは、せせらぎ遊歩道付近の住民の方が10名程登録されているそうですが、実際はそのうちの2名が活動されているということなんです。
委員	そういうことならば、せせらぎ花の会が一番良いと思います。どれくらいの規模で行うかというのも評価の対象になりますので、全体的に見るとせせらぎ花の会の方かと思います。
議長	せせらぎ花の会は資料では黄色の所が該当だと思うのですが、せせらぎの道は長く連なっていて、他にも活動グループがありますが、区間を区切って住民の方がお世話をされているということで、今回はせせらぎ花の会というグループのみが他薦として出てきた訳ですか。
事務局	その通りでございます。
議長	10名の会で、実際は2名が活動されているということですが、多くの人の目に触れる場所であるということですね。
事務局	事前にヒアリングさせていただいたのですが、地域の方のウォーキングや散歩道として使われていますので、住民の方々の目に触れて、楽しんでいただきたいということで活動していると聞いております。
委員	G F Gというのはどの位のグループの登録数があるのでしょうか。
事務局	すみませんが、今、正確な数字は分かりません。
委員	毎年、賞を出すとして、賞の周知の方法もありますが今回3件が候補になっており、賞を授与してこのような活動を勧奨しようということなのですが、G F Gとして2つのグループが出ているということで、選考基準を明確にしておかないと、何を頑張れば良いのか

	<p>ということにつながってくるように感じました。</p> <p>それと、かわにし音灯りはテンポラリーな活動であるけれども動員数が多いということで、インパクトがあるということが評価できます。</p> <p>賞を1件とすると、せせらぎ花の会は写真を見てもすばらしい景観を作りだしているということを感じるのですが、活動と見た場合、何を評価するのかをきちんとお伝えいただける形になっていると良いかと思えます。単に活動という話でいくと、建造物とのからみで、建造物を維持するのも活動の一部ではないかと思っているのです。なので、何ををもって活動であるのかということ整理して、なおかつなぜここが評価されているのかということ明確にできればと思います。</p>
委員	<p>私もかわにし音灯りは良いと思っていたのです。川西市では非日常も景観の一部ですとあってきて、景観計画を作る時にも入れてきましたので、ありがたとも思うのですが、キセラせせらぎ公園がなかった時は三角公園で行っていたもので、割と通りに面して分かり易い所でしたのですが、公園ができたことにより中で行うようになってしまったので、参加しないと音灯りが見られないという辺りがどうかは思うのですが、他の活動に比べると面白い景観であるのかと思えます。</p> <p>それで、せせらぎが入るのであれば、シャンテもとなりますので、3つが良いのではないかと思います。川西市としては音灯りを入れるのは、冒険的で面白いかと思えます。このような活動を景観として考え、取り入れているのだとアピールするには良いと思います。植栽や花を手入れしているという活動だけであれば、無難で良いと思うのですが。</p>
議長	<p>活動部門では1～2件くらいの表彰ということですが、活動を活性化させるには3件の表彰でも、戦略的には良いのかもかもしれませんね。この審議会では選考対象の3件すべてを表彰候補にしてはどうか、という意見にしましょうか。</p> <p>せせらぎ花の会とシャンテ花俱樂部では、写真だけではどのくらいの市民の方に評価を受けているかが分かりませんし、どちらの方が明確に優れているか判断できませんので、3件の候補にさせていただきます。</p> <p>今回は応募がありませんでしたが、歴史的まちなみを保全する活動で建築物を維持しているような活動が出てくるように宣伝していただけたらと思います。</p> <p>それでは、ふるさと川西景観部門のはがき絵の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>この中から、4～5作品を選び、小中学生部門からは1～2作品を選ぶということですが、なかなか難しいですね。印象に残ったものを、挙げていただけますか。</p>
委員	<p>これらの作品を並べた時に、対象が伝統的なものと近代的な市街地のものをそれぞれ3作品ずつ、6作品にはいかがでしょうか。そうすると、それぞれ近景、中景、遠景を選ぶことができます。</p> <p>例えば〔ふ1〕「多田神社に初詣」は伝統的な近景として選びたいです。そして、〔ふ5〕「多田グリーンハイツの遊歩道」は、この場所は市街地ですか。</p>

事務局	<p>伝統的な場所ではなく、開発団地の中の遊歩道ですので、市街地になります。</p>
委員	<p>そうしますと、「多田グリーンハイツの遊歩道」は市街地の近景になりますので、これが良いと思います。</p> <p>それから、〔ふ10〕「秋の一庫大路次川沿いの風景」というのは市街地になります。また、〔ふ11〕「黒川の里山にて」は伝統的な景観で、良いと思います。</p> <p>また、〔ふ12〕「未来・ハーモニー2」は市街地の近景で良いと思います。それから〔ふ13〕「北摂の山々と西多田方面の町」は市街地の遠景で良いと思います。</p> <p>というような、感じで選んではいかがでしょうか。</p>
議長	<p>ありがとうございます。伝統の中に、里山景観のような自然景観が入るのですね。</p> <p>他、いかがでしょうか。皆さんの意見で、多いものを選んだら良いと思うのですが。選ばれる作品数は6作品になっても大丈夫だとは思いますが。</p>
委員	<p>小中学生部門なのですが、3作品の中で、〔ふ16〕「くれは橋から見た景色」はカレンダーで使われていますので除外して、残り2作品から選んだら良いと思います。〔ふ17〕「白坂」ですが、タイトルも面白いです。コンクリートに〇が入っている、まさに白い坂で、このような坂は川西に割とたくさんありますよね。結構このような景観があって、私も面白いと思うのです。良い所に目をつけていて、これは大人の視点としてはあまりないので、この作品が良いのではないかと思います。</p>
議長	<p>他に、ありますか。</p>
委員	<p>普通見つけてこないような視点で、でも、そこから見ると確かにいいね、というような所があれば良いなと思って見えています。多分、写真を撮ってもあまり良さが分からないけれども、絵だと美しいと感じるものがあれば良いなと眺めておりました。</p> <p>例えば〔ふ11〕「黒川の里山にて」や〔ふ13〕「北摂の山々と西多田方面の町」は、写真より絵にした方が良い伝わり方をするのではないかと思います。</p> <p>ランドマーク的なものも魅力的なのですが、一度行ってみたいくなる絵になっているのが良いと思います。</p> <p>それから〔ふ15〕「アステ川西より」ですが、遠景っぽいものが多いのですが、〔ふ17〕「白坂」と一緒に、そこからはあまり見ないけれども確かに川西の風景であるという印象です。</p>
委員	<p>私は川西市に住んでおりませんが、有名ではない場所を絵にすることによって、魅力的な景観を見出していると思います。あんなところがあったのかと、再発見であるとか、発掘につながっている風景が良いのではないかと思います。遠景、中景、近景、それぞれで発掘したものが良いと思います。</p> <p>多田神社前に関してはあまりにも有名かと思いますが、花屋敷の坂道や加茂界限やグリーンハイツの遊歩道というのは、外部の人間からは知られていない風景です。地元でどれほど知られているのか分かりませんが、例えば〔ふ6〕「加茂界限」はなにげない集落の中の景観が実は面白みのある景観であり、絵を通じて魅力が再発見されるのであれば、良いのではないかと思います。</p> <p>そういう意味では、小学生の〔ふ17〕「白坂」は、ニュータウンにはよくありそうな坂</p>



	<p>なのですが、このように絵にしてみると面白みがあるというところに気づかされます。また、〔ふ14〕「八皇子神社から見る石切山」は、あまり知られていないけれどもこのように描かれることによって、魅力を再発見することにつながるものが評価されることが良いと思います。</p>
議長	<p>意見が分散してきました。</p> <p>まず、小中学生部門につきましては〔ふ17〕「白坂」ということでよろしいでしょうか。〔ふ17〕「白坂」と〔ふ18〕「川沿いの散歩道」の2人は苗字が一緒ですが、ご姉妹ですか。</p>
事務局	<p>双子の姉妹です。</p>
議長	<p>小中学生部門につきましては、お二人の委員が推薦されていますし、私も良いと思っておりましたので、〔ふ17〕「白坂」で良いと思います。</p> <p>それと、〔ふ5〕「多田グリーンハイツの遊歩道」、〔ふ10〕「秋の一庫大路次川沿いの風景」、〔ふ11〕「黒川の里山にて」、〔ふ13〕「北摂の山々と西多田方面の町」は、お二人からの推薦がありました。これで4点ですが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>賞をあげる意味ですが、〔ふ12〕「未来・ハーモニー2」は新しい風景の近景ですよ。これから受賞作品を見て、ここは描いたらだめだという人が出てくるのではないのでしょうか。表彰対象となったことで、このパーツを描くと落ちるのだとなっちはいけないと思います。ですから第1回目の賞はまんべんなく色々な場所にしておいた方が良いと思います。</p>
委員	<p>〔ふ6〕「加茂界限」につきまして、私はこの周辺を調査したことがあるのですが、やはりこの場所に視線が留まるのです。この空間はとても良い空間です。</p>
委員	<p>ただ、描いた人がだぶっているのです。〔ふ6〕と〔ふ13〕を描いた人が同じ人なので、一人に2つ賞をあげるのはどうかと思います。加茂界限も好きなのですが。</p>
委員	<p>加茂のこの場所はとてもいい雰囲気なので、味わって欲しいです。</p>
議長	<p>絵が非常にうまいですね。アングルの捉え方とか。</p>
事務局	<p>テーマに沿ってうまく描かれる方です。</p>
委員	<p>私はどちらかというと〔ふ13〕「北摂の山々と西多田方面の町」を推します。〔ふ6〕「加茂界限」ももちろん良いですが、〔ふ13〕の方が新しい風景なのですが、見てみたいという印象を受けます。</p>
委員	<p>絵的には〔ふ13〕の方が良いと思います。山の中に住宅地が広がってできてきた、川西らしい景観です。</p>

議長	〔ふ6〕「加茂界限」も捨てがたいのですが、〔ふ13〕「北摂の山々と西多田方面の町」にしましょうか。
委員	歴史的景観がないので、分散して歴史的景観があれば良いと思って推したのですが。
委員	〔ふ14〕「八皇子神社から見る石切山」はいかがでしょうか。
委員	〔ふ1〕「多田神社に初詣」は有名で無難なところです。絵もうまいですし。
委員	選考基準の最初に身近な魅力が描かれているということですので、身近なところが描かれている〔ふ1〕「多田神社に初詣」が良いと思います。
議長	では、今、候補にあがっているのが、〔ふ1〕〔ふ5〕〔ふ10〕〔ふ11〕〔ふ13〕の5点ですが、先程〔ふ12〕も強く推されていましたがいかがでしょうか。
委員	普段は味気ない雰囲気だと思うのですが、夕焼けに赤く染まった風景が美しいと思います。
議長	<p>6点選びますか。〔ふ1〕〔ふ5〕〔ふ10〕〔ふ11〕〔ふ12〕〔ふ13〕ということでしょうか。</p> <p>それと小中学生部門として〔ふ17〕を入れて、計7点を景観審議会推薦として選ばせていただきます。</p> <p>これで議題を終了いたしました。では事務局の方から今後のスケジュール説明をお願いします。</p>
事務局	ご意見をいただきまして、ありがとうございます。表彰対象の発表につきましては、内容等を精査しまして、平成31年1月頃にウェブサイト等で発表する予定です。表彰式については、2～3月頃に式典と景観フォーラムの開催を予定しております。次回審議会でご報告させていただきたく予定でございますので、よろしくお願いいたします。
事務局	<p>本日は貴重なご意見を賜り、また長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。ご意見を集約しまして、ガイドライン及び景観賞をまとめていきたいと思っております。</p> <p>次回の予定ですが、2～3月に開催させていただきたく予定でございます。議題はこれまでご審議いただきましたガイドラインにつきまして答申をいただく予定で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。</p>